

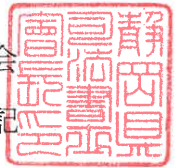
静司発第530号

令和5年3月17日

法務省民事局参事官室 御中

静岡県司法書士会

会長 白井聖記



「担保法制の見直しに関する中間試案」に関する意見

当会は、貴室に対し、表題の中間試案（以下「中間試案」という。）に関する意見募集について、主として動産や債権などを目的財産とする担保取引について明文の規定を設け、これらに関する法律関係の明確化や安定性の確保とともに對抗要件制度の見直しなどを図る趣旨を踏まえつつ、下記事項について意見を述べる。

1 「第13 質権の実行方法に関する見直しの要否」に対する意見

(1) 意見の趣旨

【案13. 2】に賛成する。

(2) 意見の理由

流質契約の有効性を認めることは、いわゆる偽装質屋などの質屋営業法の適用のない質権者が債務者の経済的な困窮に付け入って暴利を貪ることに法的な保護を与えかねないおそれがある。また、法改正後の新たな制度は主に事業者が利用することが想定されているところ、事業者が動産を質入れして貸付けを受ける場合には、民法第349条ではなく商法第515条が適用されると考えられる。

したがって、新たな規定にかかる担保権の私的実行の規律を整備するからといって、民法第349条の規律を見直す必要性が当然に導かれるものではないと考える。

2 「第14 所有権留保売買による留保所有権の実行」に対する意見

(1) 意見の趣旨

賛成する。

(2) 意見の理由

現行法における所有権留保の実行については、被担保債権が債務不履行になった場合に、所有権留保売主は留保所有権に基づいて目的物を引き揚げ、換価するなどして、その被担保債権に充当することが予定されている。これを新たな規定に係る動産担保権の実行と同様の規律を適用するものとして整備し、明文化することは、所有権留保売買契約の当事者に資するものと考えられる。

3 「第16 別除権としての取り扱い」に対する意見

(1) 意見の趣旨

賛成する。

(2) 意見の理由

現行法における通説、実務においても別除権者として扱われており、これを整備して明文化すべきである。

4 「第17 担保権実行手続中止命令に関する規律 1 担保権実行手続中止命令の適用の有無(1)」に対する意見

(1) 意見の趣旨

賛成する。ただし、将来債権を含む複数の債権を目的とする譲渡担保権において、債務者対抗要件の具備や取立権限の付与の解除も中止命令の対象とすべきである。

(2) 意見の理由

設定者が目的債権の取立権限を失うと、設定者は事業の維持や再生が困難になることが考えられる。中止命令が発令されたにもかかわらず、担保権者が設定者の取立権限を喪失させることができるとすると、民事再生法における中止命令の目的を達成することができなくなる場合が生ずる。

5 「第17 担保権実行手続中止命令に関する規律 1 担保権実行手続中止命令の適用の有無(2)」に対する意見

(1) 意見の趣旨

賛成する。

(2) 意見の理由

新たな規定に係る担保権の実行手続についても中止命令の対象にすることが、会社更生法、会社法及び外国倒産処理手続の承認援助に関する法律に基づく法律の趣旨に合致すると考える。

6 「第17 担保権実行手続中止命令に関する規律 1 担保権実行手続中止命令の適用の有無(3)」に対する意見

(1) 意見の趣旨

賛成する。ただし、(注)について、動産質の流質契約の有効性は反対する。仮に有効性が許容される場合には、当該契約による処分を中止命令の対象とすべきである。

(2) 意見の理由

動産質において契約による質物の処分を可能とするならば、当該処分はすなわち担保権の実行であり、担保権実行手続中止命令の対象としない合理的な理由はないものとする。

7 「第28 ファイナンス・リース 1 ファイナンス・リースに関する規定の要否及び在り方」に対する意見

(1) 意見の趣旨

賛成する。

(2) 意見の理由

ファイナンス・リース契約を利用権者が有するリース物件の利用権に担保権が設定されていると解することは、倒産手続や民事再生手続等を含めて、実務上、別除権付再生債権として扱われていることとの整合性がとれるし、判例法理にも合致した考え方である。

8 「第28 ファイナンス・リース 2 対抗要件」に対する意見

(1) 意見の趣旨

反対する。

第三者に対する対抗要件を検討すべきである。

(2) 意見の理由

ファイナンス・リースは、リース物件の所有権を留保しているという点では、所有権留保と類似しているから対抗要件についてもこれと整合的な規律として検討する必要があることは理解するが、所有権留保については留保された所有権そのものが担保権として機能しており、この所有権は設定者から担保権者に移転していないため対抗要件は不要であると考えられるのに対し、ファイナンス・リースは、利用権設定者が設定した利用権を目的として担保権が設定されていると解されるため対抗要件を不要とする理由は妥当でないと考える。

実務上は、利用権者について倒産手続が開始した場合に、管財人等に対して担保権を主張する場面等で問題になることも考えられるため、所有権留保との関係を考慮しつつ、対抗要件について引き続き検討すべきである。

9 「第28 ファイナンス・リース 3 実行方法(1)及び(2)」に対する意見

(1) 意見の趣旨

賛成する。

(2) 意見の理由

ファイナンス・リースは、利用権者に帰属している物件の利用権を消滅させて利用権設定者に完全な所有権を回復するという方式で実行されることが予定されており、これは動産譲渡担保権の私的実行における帰属清算方式と同様に解することができる。また、実務上、リース業者は、処分清算的な実行を選択することが多いと考えられるため、妥当であると考ええる。

10 「第28 ファイナンス・リース 3 実行方法(注)」に対する意見

(1) 意見の趣旨

反対する。

(2) 意見の理由

リース料の不払を理由としてリース契約の債務不履行解除を別途認めたとしても、結果的に同様な効果をもたらすことになると考えられるため、あえて実行と債務不履行解除という二つの制度を併存させる実益は少ないと考える。債務不履行による単なる契約の解除であるか、担保権の実行手続であるかによって、清算義務の有無や倒産法上の担保権実行手続中止命令の対象の有無などに差が生じてしまうことは好ましくない。

ファイナンス・リース契約を利用権者が有するリース物件の利用権に担保権が設

定されていると解するならば、担保権の実行のみを認めればよいと考える。

11 「第28 ファイナンス・リース 4 倒産上の取扱い（1）」に対する意見

(1) 意見の趣旨

賛成する。

(2) 意見の理由

ファイナンス・リースを利用権者が有するリース物件の利用権に担保権が設定されていると解すれば、利用権設定者を破産手続及び再生手続においては別除権者として、更生手続においては更生担保権者として扱うべきである。

12 「第28 ファイナンス・リース 4 倒産上の取扱い（2）ア」に対する意見

(1) 意見の趣旨

賛成する。

(2) 意見の理由

本担保権の実行手続を民事再生法上の担保権実行手続中止命令の対象外とする合理的な理由はなく、当然対象とすべきである。

13 「第28 ファイナンス・リース 4 倒産上の取扱い（2）イ」に対する意見

(1) 意見の趣旨

賛成する。

(2) 意見の理由

ファイナンス・リースについても、新たな規定にかかる担保権と同様にその実行手続が着手から短時間で終了するため、着手後に発令しても担保権実行手続中止命令の実効性を確保できない可能性がある。担保権実行手続の開始前に発令される担保権実行手続禁止命令の規定を設けるべきである。

14 「第28 ファイナンス・リース 4 倒産上の取扱い（3）」に対する意見

(1) 意見の趣旨

特約の有効性を否定する規定であれば賛成する。

(2) 意見の理由

倒産手続開始の申立てによって利用権者が利用権を喪失する効果をもたらす特約を認めることは、事業の再生を図ろうとする倒産処理手続の趣旨や目的に反することになり妥当でない。実務においても担保権実行の手段として再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てがあったことを解除事由とする条項は、再建型倒産手続の趣旨、目的に反するものとして無効であるという判例法理が定着しており、そのことを明文化すべきである。

15 「第28 ファイナンス・リース 4 倒産上の取扱い（4）」に対する意見

(1) 意見の趣旨

賛成する。

(2) 意見の理由

ファイナンス・リースを利用権設定型担保権と考えるならば、破産法、民事再生

法及び会社更生法上の担保権消滅許可制度の適用を除外する合理的な理由はないものとする。

以上